

仙台地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 審査請求棄却取消請求事件  
国側当事者・国(村山税務署長)  
平成31年1月30日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	村山税務署長
	小山 真輝
被告指定代理人	佐藤 真梨子
同	齊藤 親司
同	小林 志保子
同	遊佐 真子
同	櫻井 正浩
同	平戸 譲

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

村山税務署長が、原告に対し、平成27年10月8日付けでした、原告の平成18年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、村山税務署長に対し、平成27年4月16日、平成18年分の所得税につき更正の請求(以下「本件更正請求」という。)をしたところ、村山税務署長が、同年10月8日、原告に対し、本件更正請求につき更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を行った。そのため、原告は、本件通知処分に不服があるとして、同年11月30日付けで、村山税務署長に対し、異議の申立てをしたところ、村山税務署長は、平成28年2月24日、上記異議の申立てを棄却する旨の異議決定をしたことから、原告は、国税不服審判所長に対し、同年3月22日、審査請求をした。

これに対して、国税不服審判所長は、平成29年2月14日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をした。

本件は、原告が、本件通知処分の取消しを求める事案である。なお、原告は、本件裁決の取消しを求めていたところ、本件通知処分の取消請求を追加する旨の訴えの変更をした後、本件

裁決の取消請求を取り下げた。

## 2 関係法令の定め

本件に関係する法令の定めは、別紙「関係法令の定め」のとおりである。

## 3 前提となる事実

- (1) 株式会社A（以下「A社」という。）は、昭和62年8月●日、医療器具、健康器具、健康寝具等の製造・販売及び輸出入業務等を目的として設立された株式会社である。A社は、遅くとも平成13年頃から、「B」及び「C協力金」と称する金融商品に投資する会員を募集し、同会員から金銭を集める事業を行うようになった。
- (2) 上記にいう「C協力金」と称する金融商品に係る契約（以下「本件投資契約」という。）の内容は、1口100万円からの協力金（以下「本件協力金」という。）の利息として、3か月ごとに本件協力金に対する9パーセント（年換算で36パーセント）の金員の支払を受けるほか、半年又は1年後には本件協力金と同額の金員の償還を受けるというものであった。
- (3) 原告は、原告、原告の夫である乙（以下「乙」という。）及び原告の長男である丙（以下「丙」という。）の名義を用いて、A社との間で本件投資契約に基づく取引を行っていた。そして、原告は、平成18年中にA社から受け取ることになる上記利息が雑所得に該当するとして、村山税務署に所得税の確定申告書を提出した（以下「本件確定申告」という。）。
- (4) ところが、東京地方裁判所は、平成19年11月●日、A社について、破産手続開始決定をした（東京地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号。以下、同決定に係る破産手続を「本件破産手続」という。）。そのため、原告及び乙は、代理人を選任して本件破産手続に関する一切の行為等を委任した。そして、原告及び乙の代理人弁護士は、平成24年7月4日、東京地方裁判所に対し、原告の破産債権を376万0900円、乙の破産債権を3306万4900円とする各破産債権の届出を行った。
- (5) 原告は、村山税務署長に対し、平成27年4月16日、本件確定申告について、A社の破産に係る最後配当金26万1807円が確定したことにより、A社に対して支払った本件協力金2700万円のうち、上記配当金及び平成26年4月25日付け債権買取価額40万円を除いた金額が回収不能になったため、所得税の納税義務はなかったとして、前記1の本件更正請求をするに至った。

## 4 争点

原告は、A社の破産により平成18年分の所得はなく、原告には所得税の納税義務はなかった旨主張するとどまり、本件通知処分に係る取消事由を具体的に主張するものではなく、本件口頭弁論における裁判所からの求釈明に対し口頭又は書面において十分な回答をすることができなかった（第3回口頭弁論調書参照）。もっとも、口頭弁論の経過及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件更正請求が所得税法152条に基づくものであり、同法152条所定の更正請求が可能な期間の起算点を争うものと一応善解することができるとして（被告準備書面（2）第3）、本件の争点としては上記起算点について当事者間で主張が交わされた（原告準備書面（4）7及び8、被告準備書面（3）第2参照）。

## 第3 当事者の主張

### 1 原告の主張

所得税法は、所得のある人に納税義務を負わせるものであるところ、原告は、A社の破産により平成18年分の所得はなく、原告には所得税の納税義務はなかったのであるから、本件通

知処分には取り消されるべき違法がある。

この点につき、被告は、原告のA社に対する破産債権が確定したのは、平成26年9月●日であるのに対し、本件更正の請求がされたのは平成27年4月16日であるから、その時点で所得税法152条所定の「当該事実が生じた日の翌日から2月以内」という期限を徒過していたなどと主張する。

しかしながら、原告は、損金がいづらかが明確になったときから2か月以内に更正の手続きができると聞いており、損金明确了たのは、平成27年4月14日であって、そのほかに損金額を知らされたことはなく、原告には破産債権が確定した年月日は分からない。

したがって、本件更正請求は、同条所定の期間を徒過するものではなく、被告の主張は、理由がない。

## 2 被告の主張

原告は、いなかた事実をもって本件通知処分の取消事由があると主張しているのか明らかではないため主張自体失当というほかなく、そもそも被告において積極的に反論することは困難である。仮に、原告が所得税法152条所定の更正請求が可能な期間の起算点を争うものとしても、次のとおり、その理由がないことは明らかである。

すなわち、所得税法152条は、更正請求が可能な期間の起算点につき、国税通則法23条1項各号の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2か月以内に限り、更正の請求をすることができる旨規定している。

本件についてみると、原告名義の破産債権は、平成26年9月●日に行われた債権調査期日において異議なく確定し、同日、裁判所書記官によって、その結果が破産債権者表に記載された。そうすると、原告のA社に対する破産債権が確定したのは、平成26年9月●日である。しかしながら、本件更正の請求がされたのは平成27年4月16日であるから、その時点で所得税法152条所定の「当該事実が生じた日の翌日から2月以内」という期限を徒過していたことは明らかである。

そうすると、本件更正請求は、同条所定の期間を徒過するものであり、本件通知処分には取り消されるべき違法はない。

したがって、原告の主張は、理由がない。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 認定事実

前記前提となる事実（第2の3）に後掲各証拠及び弁論の全趣旨を併せれば、以下の事実が認められる。

- (1) 東京地方裁判所は、平成19年11月●日、A社について、本件破産手続の開始決定をした。そのため、原告及び乙は、代理人弁護士を選任して本件破産手続に関する一切の行為等を委任した。そして、原告及び乙の代理人弁護士は、平成24年7月4日、東京地方裁判所に対し、原告の破産債権を376万0900円、乙の破産債権を3306万4900円とする各破産債権の届出を行った。
- (2) 原告名義の破産債権は、平成26年9月●日、本件破産手続に係る債権調査期日において、上記の届出内容のとおり異議なく確定し、その結果は、裁判所書記官によって破産債権者表に記載された（乙7）。
- (3) C被害対策丁弁護団は、平成27年4月14日、原告に対し、「弁護団からのお知らせ」

と題する書面を送付した。同書面には、配当金の分配金を送金すること、配当金の振込実施日は同年5月11日から同年6月8日までとされていること等が記載されていた（甲7）。

なお、原告に対する分配金は、26万1807円であった（甲6）。

- (4) 原告は、村山税務署長に対し、平成27年4月16日、本件確定申告について、A社の破産に係る最後配当金26万1807円が確定したことにより、A社に対して支払った本件協力金2700万円のうち、上記配当金及び平成26年4月25日付け債権買取価額40万円を除いた金額が回収不能になったことから、所得税の納税義務はなかったとして、本件更正請求をした。

## 2 検討

- (1) 原告は、A社の破産により平成18年分の所得はなく、原告には所得税の納税義務はなかった旨主張するにとどまり、裁判所からの求釈明にかかわらず（第3回口頭弁論調書参照）、本件通知処分に係る取消事由を具体的に主張するものではない。したがって、原告の主張は、失当であるというほかない。

もっとも、口頭弁論の経過及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件更正請求が所得税法152条に基づくものであり、同法152条所定の更正請求が可能な期間の起算点を争うものと一応善解することができることから、この点につき、以下検討する。

- (2) 所得税法152条は、確定申告書を提出した居住者は、当該申告書に係る年分の各種所得の金額につき、同法63条又は64条に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法23条1項各号の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2か月以内に限り、税務署長に対し、同法23条1項の規定による更正の請求をすることができる旨規定している。そして、所得税法施行令274条1号は、確定申告書を提出し又は決定を受けた居住者の当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われた事実について、政令で定める上記事実の1つとして掲げている。

そうすると、確定申告書を提出した居住者は、上記経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われた事実が生じたと主張して、所得税法152条に基づき更正の請求をする場合には、当該事実が生じた日の翌日から2か月以内に行わなければならない。

ところで、破産法124条1項は、債権届出期間内に届出があった破産債権に係る破産債権の額、当該破産債権が優先的破産債権であること及び劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であることについては、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかったときは、確定すると規定している。そして、同条2項は、裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない、同条3項は、破産法124条1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有すると規定している。

そのため、破産債権が異議なく確定すれば、当該確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有することになることからすると、各種所得の金額の計算の基礎となった事実破産債権を含む確定申告書を提出した居住者が、当該破産債権に関して、金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれてい

た無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われた事実が生じた」と主張して、所得税法152条に基づき更正の請求をする場合において、同条にいう上記失われた事実が生じた日とは、当該破産債権が確定した日であると解するのが相当である。

- (3) これを本件についてみると、前記認定事実によれば、原告及び乙の代理人弁護士は、平成24年7月4日、東京地方裁判所に対し、原告の破産債権を376万0900円、乙の破産債権を3306万4900円とする各破産債権の届出をそれぞれ行ったところ、平成26年9月●日に行われた債権調査期日において、原告名義の破産債権は、届出内容のとおり異議なく確定し、裁判所書記官によって、その結果が破産債権者表に記載されたことが認められる(乙7)。

上記認定事実によれば、本件破産手続において、原告の破産債権が376万0900円であることが確定したのは、平成26年9月●日であることからすると、所得税法施行令274条1号所定の事実が生じたのは、平成26年9月●日であると認められる。そうすると、原告が本件確定申告につき所得税法152条に基づき更正の請求をする場合には、同日の翌日から2か月以内に行う必要がある。

しかしながら、原告が本件更正請求をしたのは、平成27年4月16日であるから、本件更正請求は、所得税法152条所定の期間を経過した後にされたものである。

したがって、本件通知処分が違法であるという原告の主張は、そもそも前提を欠くものであり、採用することができない。

- (4) これに対し、原告は、原告の損金額が明確になったのは、平成27年4月14日であり、それ以前には損金額を知らなかったのであるから、本件更正請求は、同条所定の期間を徒過するものではなく、本件通知処分には取り消されるべき違法があるなどと主張する(原告準備書面(3)、原告準備書面(4)2頁以下)。

しかしながら、前記において説示するとおり、原告が本件確定申告につき所得税法152条に基づき更正の請求をする場合には、破産債権が確定した日の翌日から2か月以内に行う必要があるところ、上記認定事実によれば、本件破産手続において、原告の破産債権が376万0900円であることが確定したのは、平成26年9月●日であることが認められることからすると、本件更正請求は、所得税法152条所定の期間を経過した後にされたものであるというほかない。実質的にみても、原告は、破産債権の届出をするに当たり代理人弁護士を選任していたのであるから、上記破産債権が確定したという重要な事実を、これを代理人弁護士から報告を受け又は容易に確認することができたというべきである。

したがって、原告の主張は、所得税法152条の規定を正解しないものに帰し、独自見解をいうものであって、採用することができない。

## 第5 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長 佐藤 卓  
裁判官 川越 裕季子

関係法令の定め

第1 所得税法

152条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第63条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第23条第1項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第120条第1項第1号若しくは第3号から第8号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第123条第2項第1号、第5号、第7号若しくは第8号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法第23条第1項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第3項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

第2 所得税法施行令

274条（更正の請求の特例の対象となる事実）

法第152条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 1号 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者の当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額（事業所得の金額並びに事業から生じた不動産所得の金額及び山林所得の金額を除く。次号において同じ。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと。
- 2号 前号に掲げる者の当該年分の各種所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたこと。

第3 国税通則法（平成27年法律第9号による改正前のもの）

23条（更正の請求）

- 1項 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年（第2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、9年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
  - 1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。
  - 2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関

し更正があつた場合には、当該更正後の金額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

3号 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

4項 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

#### 第4 破産法

##### 124条(異議等のない破産債権の確定)

1項 第117条第1項各号(第四号を除く。)に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日において異議を述べなかつたときは、確定する。

2項 裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

3項 第1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

以上